

国 水 水 第 3 4 7 号
環 水 大 管 発 2601285 号
令 和 8 年 1 月 28 日

各

都道府県
市
特別区

 水道行政担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長
環境省水・大気環境局環境管理課長
(公 印 省 略)

「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法等の
一部改正について」の留意事項について

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に基づく水道水の水質基準に係る検査方法については、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号。以下「検査方法告示」という。）により、水道施設の技術的基準を定める省令（平成12年厚生省令第15号）に基づく水道施設の技術的基準に係る資機材等の材質に関する試験方法は、資機材等の材質に関する試験（平成12年厚生省告示第45号。以下「資機材等試験方法告示」という。）により、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号）に基づく給水装置の構造及び材質の基準に係る試験方法は、給水装置の構造及び材質の基準に係る試験（平成9年厚生省告示第111号。以下「給水装置試験方法告示」という。）により、それぞれ定められているところですが、令和8年1月28日付けで公布された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件」（令和8年環境省告示第5号）、「資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件」（令和8年国土交通省・環境省告示第1号）、「給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件」（令和8年国土交通省・環境省告示第2号）をもってその一部が改正され、令和8年4月1日から適用されることとなりました。

この改正を踏まえ、下記のとおり、適用に当たっての留意事項をとりまとめるとともに、関係通知について必要な改正を行うこととしましたので、御了知の上、貴管内の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対する周知指導について、よろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であること並びに国土交通大臣認可の水道事業者及び水道用水供給事業者、国設置専用水道の設置者並びに登録水質検査機関には別途通知していることを申し添えます。

記

第1 検査方法告示の改正に伴う留意事項

水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法（平成15年厚生労働省告示第261号）について、ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）が水質管理目標設定項目から水質基準項目に引き上げられたことを踏まえて、PFOS 及び PFOA の検査法を検査方法告示に追加するとともに、昨今の分析技術を取り巻く環境の変化から見直しが必要とされた検査方法について、所要の改正を行った。

これらの改正に係る留意事項は次のとおりである。

- 1 別表第 6 の 2 により水銀を含めた一斉分析を行う場合、検査時に生じる廃液には水銀が含有されているため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や都道府県の条例等に基づき適切に処分をすること。
- 2 別表第 14 において、改正した検量線の作成で濃度を段階的にした溶液についてはメチルアルコールの割合を 4 v/v% 以下で調製すること。
- 3 別表第 45 の試薬の PFOS 及び PFOA 標準原液について、塩（例えばナトリウム塩やカリウム塩）としての濃度を基に調製しても差し支えない。ただし、その場合は PFOS 及び PFOA とともに酸（ $C_8HF_{17}O_3S$ 及び $C_8HF_{15}O_2$ ）としての濃度に換算して報告することに留意すること。
- 4 別表第 45 において、混合内部標準液と PFOS 及び PFOA 混合標準液を冷凍保存で 6 か月保存可能としたが、保存する場合は使用の都度標準液の液面管理を行い、揮散などがないことを確認すること。
- 5 別表第 45 の前処理について、固相カラムを洗浄した後、窒素ガスを通気して固相カラムを乾燥させる操作において、通気する窒素の不純物による汚染のおそれがあることから、窒素の品質（グレード）に留意すること。
- 6 PFOS 及び PFOA については合算値で基準に適合しているかを評価することになるが、PFOS と PFOA それぞれの経年の推移を把握して水質管理に活用させるなどの観点から、PFOS と PFOA の濃度を個別に記録すること。
- 7 水質検査の信頼性の確保に関しては、厚生労働省健康局水道課長通知「水道法施行規則の一部改正について」（平成 23 年 10 月 3 日付け健水発第 1003 第 1～4 号）のとおり通知しているところであるが、このうち PFOS 及び PFOA の検査費用については、これまでの水質基準項目と比較して高額になることが想定されることから、水道事業者等が委託する水質検査機関の選定に当たり一定の価格競争が生じる場合においても、必要な費用を確保したうえで、適切な委託契約となるように努めることを周知指導すること。

第 2 関係通知等の改正

- 1 厚生労働省健康局水道課長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（平成 15 年 10 月 10 日付け健水発第 1010001 号）の一部改正について
同通知の別添 1、別添 4 及び別添 5 を、別紙 1 新旧対照表のとおり改正したこと。
- 2 厚生労働省健康局水道課長通知「水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令及び資機材等の材質に関する試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209001 号）の一部改正について
同通知別添 1 を別紙 2 新旧対照表のとおり改正したこと。
- 3 厚生労働省健康局水道課長通知「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令の一部を改正する省令及び給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部改正について」（平成 16 年 2 月 9 日付け健水発第 0209003 号）の一部改正について
同通知別添 1 を別紙 3 新旧対照表のとおり改正したこと。
- 4 厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドラインについて」（平成 12 年 3 月 31 日付け衛水第 21 号）の一部改正について
同通知別添「水道用薬品の評価のための試験方法ガイドライン」について、別紙 4 新旧対照表のとおり改正したこと。

第 3 適用日

令和 8 年 4 月 1 日から適用すること。